

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 5 月 17 日現在

機関番号：32641

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2016

課題番号：24720340

研究課題名(和文) 国際紛争の処理における住民移動と財産の所有権移転：20世紀ヨーロッパの事例から

研究課題名(英文) Population Transfers and Confiscation of Property in the Settlement of International Disputes: Cases in Twentieth-Century Europe

研究代表者

川喜田 敦子 (KAWAKITA, Atsuko)

中央大学・文学部・教授

研究者番号：80396837

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：20世紀ヨーロッパでは、国内の民族マイノリティを相互に交換しあう住民交換が繰り返された。本研究は、20世紀ヨーロッパにおける個人の居住権と財産権への国家の干渉について、国際紛争の処理における住民移動と財産の所有権移転に着目して検討した。そのなかで、同質な国民による国民国家の形成という理念に基づく民族マイノリティの追放が20世紀前半に一気に急進化していったのか、第二次世界大戦後の戦後処理と東欧の民族秩序再編がいかに結びつき、移住する住民の財産がいかなる取り扱いを受けたのか、住民移動の記憶がその後の国際政治の環境のなかでいかに変容してきたかについて考察した。

研究成果の概要(英文)：Twentieth-century Europe saw many transfers and exchanges of ethnic and religious minority populations. This research project focuses on population transfers and the confiscation of property in the settlement of international disputes, and aims to analyze state interventions in individual property and the right of residence of inhabitants in twentieth-century Europe. It has three points of focus: (i) the radicalization of expulsion of ethnic minorities for the sake of homogenous nation-state building in the first half of the twentieth century; (ii) the forced migration of ethnic minorities and confiscation of their property in the settlement of World War II as well as the restructuring of the ethnic order in Eastern Europe in the postwar period; (iii) the transformation of historical memory and narratives about such population transfers in changing international situations during and after the Cold War.

研究分野：ドイツ現代史

キーワード：紛争処理 住民移動 財産 20世紀 ヨーロッパ ドイツ

1. 研究開始当初の背景

Rogers Brubaker は“*Citizenship and Nationhood in France and Germany*” (1992) において、国家成員(国籍保持者)を規定するための概念と原則は、中欧では 19 世紀にドイツ連邦の諸国家間で結ばれた貧民追放に関する協定のなかで定まっていたと述べている。その意味でヨーロッパにおける国民国家の成立と国家による追放のあいだには歴史的に密接な関係がある。

20 世紀に入ると、国際紛争の結果として領土変更が生じる場合に、しばしば新領土からの旧統治国の国家成員の移住が行われるようになった。国際協定に基づく住民移動の最も初期の事例は、第二次バルカン戦争後のブルガリア = オスマン帝国間の住民交換である。以降、第二次世界大戦の戦後処理にいたるまで、住民交換、住民移動というかたちで、国際紛争後に土地・財産との切り離しをとまなう人の移動がたびたび行われるようになった。これは通常、国家が特定の社会集団を追放する動機が経済的なものからエスニックなものへと変化していくという文脈のなかで説明されるが、そこに経済的な関心が存在しなかったわけではない。

所有者の移動により人から切り離された財産は、当該の土地を新たに手にした国家にとって社会再編のリソースとなった。これが自覚的に行われたしたのは、そもそもは第一次世界大戦下のオスマン帝国のアルメニア人政策、ナチ政権下のドイツのユダヤ人政策のように国内の少数者の移住・追放との関連だった。民族浄化やジェノサイドの際に、利得者が直接、間接に行爲に加担していく構造があることは知られているが、ここでは地方行政組織や国家が関与する組織的な略奪が行われた。ここにさらに戦争賠償という要因が加わることで、人の移動にとまなう財産の組織的な所有権移転が複数国の合意の下に大規模に行われたのが第二次世界大戦後だ

った。第一次世界大戦後に過重な金銭賠償を課したことがドイツの政情不安を招いたとの反省から、第二次世界大戦後には敗戦国の戦後処理は金銭賠償ではなく、主として土地とインフラによって決着がつけられることになった。その際、戦争賠償の重要な一角を構成したドイツ在外財産には、領土変更にとまなって強制的に移住させられた人びとの私有財産も含まれた。このような人と土地の切り離し、人から切り離された土地と財産による清算が第二次世界大戦の戦後処理の特徴である。

戦争賠償のための住民移動・財産の所有権移転と並行して図られたのが、ユダヤ人の追放・殺害と財産の所有権移転の決着だった。結果、両者は連動することになり、戦争賠償(在外財産)の一部が生き残ったユダヤ人の救済に充てられることになった。しかし他方で、財源となった在外私有財産の所有者の救済も必要となり、各種の条約や協定、補償のための立法等を通じて調整が図られた。20 世紀後半には、特定の国家による暴力の被害について、それを個人が帰属する国家間の問題としてではなく、国家と個人の間の問題として処理、救済する被害者救済モデルが国際社会で定着した。その先例となったのはドイツのナチ被害者補償だが、その枠組みは、ドイツ系住民とユダヤ系住民という二つの集団の財産の所有権移転と補償の方法が 1950 ~ 60 年代にかけて相互に連動しつつ決定されるなかで生みだされたものと考えられる。

2. 研究の目的

以上のような展開を念頭に、本研究は、20 世紀ヨーロッパにおける個人の居住権と財産権への国家の干渉について、国際紛争の処理における住民移動と財産の所有権移転に着目して検討することを目的として構想された。そのなかで、近代国家と国民の関係、それを支える国際システムの連関と変容を再検討する視座を獲得するために、(1)「国家成員」概

念の成立段階から存在した国民国家による自領域からの不要者の追放という問題が20世紀前半にいかにか先鋭化し、同質な国民による国民国家の形成という理念に基づく民族マイノリティの追放がいかにか急進化していったのか、(2)第二次世界大戦後の戦後処理と東欧の民族秩序再編がいかにか結びつき、移住する住民の財産がいかなる取り扱いを受けたのか、(3)住民移動の記憶がその後の国際政治の環境のなかでいかにか変容してきたのかについて、長期的な視野に立って考察した。

3. 研究の方法

具体的には、以下の三領域についてとくに重点的に検討を加えた。

(1) 20世紀前半のヨーロッパにおける住民移動

国民国家の時代の住民移動については、Norman M. Naimark, *Fires of Hatred*, Cambridge; Massachusetts; London, 2002、Michael Schwartz, *Ethnische "Säuberungen" in der Moderne*, München, 2013 など、世界史的な展開を意識した研究が近年は行われるようになったが、移住にともなう財産の所有権移転、さらには移住後の生活基盤の再建のための補償、支援など、被害者個人を視野に入れた研究が十分に行われているとはいえない。20世紀初頭からナチ体制下での民族移住政策を含めて、第二次世界大戦後のヨーロッパの住民移動にいたるまでの流れを整理する。

(2) 第二次世界大戦の戦後処理

20世紀に行われた紛争処理にともなう住民移動のなかでもとくに重要な事象として、第二次世界大戦の戦後処理について詳しく検討する。この領域では、Hans Günter Hockerts et al. (Hg.), *Grenzen der Wiedergutmachung*, Göttingen: Wallstein Verlag, 2006 などナチ被害者補償に関する研究は数多くあるが、第二次世界大戦後の賠

償枠組を特徴づけるドイツ在外財産の処理が奇妙にも研究上の空白となっている。この状況に鑑みて、在外財産の接收、売却、返還をめぐる西ドイツと各国間の交渉、ナチ被害者補償と戦争賠償(在外財産)の連関、ヨーロッパ地域秩序の再編と在外財産の関連等、既存研究で未着手の問題に着目してドイツ在外財産問題の位置づけを探りながら、第二次世界大戦後のヨーロッパの秩序再編を見直す。

(3) 住民移動に対する評価と記憶

第二次世界大戦後の東欧における大規模な住民移動を20世紀ヨーロッパの住民移動の流れのなかに位置づけようとする研究は、Eugene Kulischer, *Europe on the Move*, New York, 1948、Joseph B. Schechtman, *European Population Transfers 1939-1945*, New York, 1946; *Postwar Population Transfers in Europe 1945-1955*, Philadelphia, 1962 が萌芽的に出された後、ほとんど省みられることがなかった。住民交換・住民移動をめぐるヨーロッパ史的、世界史的な視座が重視されるようになったのは冷戦終結後のことである。住民移動の評価と記述について、とくにドイツ=ポーランド間の記憶をめぐる摩擦と協力に注目しながら、冷戦期の記憶構築と冷戦終結以降の変化について検討する。

4. 研究成果

(1) 20世紀前半のヨーロッパにおける住民移動—国家による強制と暴力

第二次バルカン戦争後のブルガリア=オスマン帝国間の住民交換、ローザンヌ会議で合意され、その後の住民交換のモデルとなったギリシア=トルコ間の住民交換という初期の2ケースでは、住民交換協定に財産保護の規定は設けられなかった。しかし、その後、1920年代、30年代に二国間の合意に基づい

て結ばれた住民交換協定では、移住者の財産保証を明記するケースが見られるようになった。

20世紀前半に行われた住民移動は、移住する当事者の自由意思を尊重することが協定に明記されるものと、強制性をともなうものに分かれる。暴力の抑止については、初期から、国際監視団の派遣等により努力がなされてきたが、秩序だった移住が実現しなかった事例は極めて多い。一般に、二国間の合意に基づく住民交換に対して、特定の国家権力が国内措置として単独に執行する住民移動、もしくは、民族マイノリティの居住国と受入国の間に合意がないままに当事国の片側のみが一方的に行う住民移動は急進化し、強制性が強まるとともに、暴力的な経過をたどる傾向が強く、そうしたケースほど、移住者の財産権も著しく侵害されることになった。

(2) 第二次世界大戦後の戦後処理と東欧の民族秩序再編—残置財産と戦争賠償

第二次世界大戦後の住民移動の際には、旧交戦国の民族マイノリティから財産を没収したうえで国外退去させるケースが多く見られた。

ドイツ系住民の場合には、国外移住した者の残置財産は、連合国・中立国におけるドイツ在外財産の一部として戦争賠償に組み入れられた。東欧諸国においては、ドイツ人およびドイツ系住民が残した財産は、土地改革等の社会再編のリソースとして利用されたり、二国間の住民交換で他国から自国に迎え入れることになる者に供与されたりすることになった(ポーランド、チェコスロヴァキア、ハンガリー)。また、西側連合国においては、ドイツ在外財産を国内の戦争被害者への補償に充てるケースが見られた(米国、イギリス)。

ただし、民間人の私有財産を戦争賠償に充てることは、ハーグ陸戦規定に抵触する。そ

のため、西側の戦後処理においては、私有財産の所有者への補償については敗戦国の責任とするべく、イタリアに対しては講和条約締結、西ドイツに対しては戦争賠償猶予を認めた移行条約締結にあたって調整がなされた。

(3) 住民移動に対する評価—記憶の変容

第二次バルカン戦争後のブルガリア＝オスマン帝国間の住民交換に始まり、とくにギリシア＝トルコ間の住民交換協定は、民族問題を解決するための方法として二国間の住民交換協定が有効であるとの見方を成立させ、ナチ体制下の民族移住政策を経て、第二次世界大戦後の東欧の民族秩序再編を正当化する論理を生み出すことになった。

第二次世界大戦後のドイツ系住民の東欧からの強制移住については、冷戦期の西ドイツでは、国境問題と反共主義の影響により、一国的な観点からの記述がなされていたが、冷戦終結後、ヨーロッパ規模での記憶の再編が試みられ、通時的・共時的な類例との比較のなかに埋め込んだ形での理解が進んだ。そのなかで、住民移動の方法だけでなく、住民移動によって民族問題を解決しようとする発想そのものが、国民国家イデオロギーや民族自決の考え方の負の側面と合わせて批判を受けるようになりつつある。冷戦、EU東方拡大など、国際政治の環境の変化が住民移動をめぐる記述と記憶に大きな影響を与えてきたことが分かる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計4件)

川喜田敦子「ドイツの歴史教育と国際歴史対話」『歴史地理教育』第837号(2015) 86 - 93頁。査読無。

川喜田敦子「近代国家における人と土地」『ドイツ研究』第48号(2014) 81

- 87 頁。査読無。

川喜田敦子「特集『強制移住の後で：独仏における国民再編と記憶』」『ヨーロッパ研究』第 12 号(2013)99 - 141 頁(松沼美穂と共著、「特集にあたって」[101 - 104 頁]ならびに「難民入植地の遮断された記憶 第二次世界大戦後の東欧からのドイツ系移住者と『暴力』の記憶」[105 - 127 頁]を担当)。査読無。

〔学会発表〕(計 7 件)

Atsuko Kawakita, “Transformation of Historical Memory in Changing International Situations: Population Transfer in Twentieth-Century Europe and its Narratives”, 日本国際政治学会創設 60 周年(2016 年度)記念大会、分科会セッション B-7 国際交流 / 欧州国際政治史・欧州研究 II: Refugees and Immigrants: Memory Inheritance in 20th Century Euro-Japanese Relations、幕張メッセ(千葉県・千葉市)、2016 年 10 月 14 日

川喜田敦子「ドイツ系住民の「追放」とその記憶—被害と加害のはざままで—」第 11 回静岡歴史教育研究会「地域の戦争体験から考える近現代史」、静岡大学(静岡県・静岡市)、2016 年 8 月 6 日

川喜田敦子「日独比較再考—引揚げの国際比較プロジェクトの経験から—」、第 25 回西日本ドイツ現代史学会シンポジウム「ドイツ現代史研究の展望—過去・現在・未来」、福岡大学(福岡県・福岡市)、2015 年 3 月 31 日

川喜田敦子「第二次世界大戦の戦後処理とヨーロッパ地域秩序の再編—西ドイツの戦争賠償をめぐる—」、ドイツ現代史学会第 37 回大会、駒澤大学(東京都・世田谷区)、2014 年 9 月 20 日

川喜田敦子「二〇世紀の戦争と住民移動を考える—引揚げの国際比較のための試

論」、第 226 回「歴史と人間」研究会、一橋大学・西キャンパス職員集会所(東京都・国立市)、2014 年 7 月 27 日

川喜田敦子「領土とナショナリティー」コメント、第 29 回日本ドイツ学会シンポジウム、お茶の水女子大学(東京都・文京区)、2013 年 6 月 22 日

〔図書〕(計 3 件)

森井裕一編『ドイツの歴史を知るための 50 章』(明石書店、2016)388 頁:46 - 52 頁(ドイツ史のなかの人の移動—移民排出国から移民受入国へ—)を担当。

石田勇治・福永美和子編『想起の文化とグローバル市民社会』(勉誠出版、2016)400 頁:165 - 184 頁(ポーランドとの和解に向けて—「追放」の長い影)185 - 203 頁(旧交戦国との歴史対話と越境する歴史認識)を担当。

川喜田敦子・西芳実編『歴史としてのレジリエンス—戦争・独立・災害』(災害対応の地域研究 4)(京都大学学術出版会、2016)368 頁:1-13 頁(はじめに—「歴史としてのレジリエンス」を考える)を担当。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

川喜田 敦子 (Kawakita, Atsuko)

中央大学・文学部・教授

研究者番号: 80396837